

参議院環境委員会會議録第四号

平成十六年四月六日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

三月二十四日

辞任

愛知 治郎君

渡辺 孝男君

三月二十五日

辞任

桜井 新君

風間 昶君

岩佐 恵美君

三月二十六日

辞任

吉村剛太郎君

池田 幹幸君

三月二十九日

辞任

小林 元君

渡辺 孝男君

三月三十日

辞任

愛知 治郎君

小泉 顕雄君

峰崎 直樹君

弘友 和夫君

三月三十一日

辞任

服部三男雄君

山内 俊夫君

渡辺 孝男君

四月一日

辞任

愛知 治郎君

関口 昌一君

濱四津敏子君

四月二日

辞任

関口 昌一君

四月五日

辞任

愛知 治郎君

木俣 佳丈君

四月六日

辞任

上野 公成君

福山 哲郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

長谷川 清君

愛知 治郎君

小泉 顕雄君

清水嘉与子君

海野 徹君

ツルギ マルテ君

山東 昭子君

田中 直紀君

真鍋 賢二君

小川 勝也君

大塚 耕平君

小林 元君

加藤 修一君

山下 栄一君

渡辺 孝男君

岩佐 恵美君

田 英夫君

高橋紀世子君

小川 勝也君

委員以外の議員

発議者

谷 博之君

國務大臣

環境大臣

小池百合子君

副大臣

環境副大臣

加藤 修一君

大臣政務官

環境大臣政務官

砂田 圭佑君

事務局側

常任委員会専門員

大場 敏彦君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案(内閣提出)

○外来生物種規制法案(小川勝也君外三名発議)

○委員長(長谷川清君) たいだいまから環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、木俣佳丈君が委員を辞任され、その補欠として大塚耕平君が選任されました。

また、本日、福山哲郎君が委員を辞任され、その補欠として小川勝也君が選任されました。

○委員長(長谷川清君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(長谷川清君) 御異議ないと認め、それでは、理事に愛知治郎君及び小泉顕雄君を指名いたします。

○委員長(長谷川清君) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案及び外来生物種規制法案の両案を一括して議題といたします。

まず、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案について、政府から趣旨説明を聴取いたします。小池環境大臣。

○國務大臣(小池百合子君) たいだいま議題となりました特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主な内容をお説明申し上げます。

海外から我が国に導入される外来生物には、我が国の在来生物と性質が異なることにより、我が国の生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る深刻な被害や、そのおそれを生じさせているものがあり、これらの生物による被害を防止することは、国民生活の安定向上に資すると思えます。

この法律案は、これらの生物を特定外来生物として指定し、特定外来生物の飼養、栽培、輸入その他の取扱いを原則禁止するほか、国等による特定外来生物の防除等の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めることとしております。

第二に、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いは、学術研究等の目的

で特定外来生物の飼養等を行うことについて主務大臣の許可を受けた場合等を除き、禁止することとしたします。

第三に、特定外来生物による生態系に係る被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長は、その内容等を公示して防除を行うこととしたします。また、地方公共団体又は国及び地方公共団体以外の者は、その防除について主務大臣の承認又は認定を受けることができることとしたします。さらに、これらの防除については、本法等の規制の特例を認めることとしたします。

第四に、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある疑いのある未判定外来生物の輸入をしようとする者は、あらかじめ主務大臣に届け出て、当該被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならないこととしたします。

このほか、これらの措置を確実に実施するための措置命令、この法律案に基づく施策について国民の理解を増進させるための措置等を定めることとしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその主な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(長谷川清君) 次に、外来生物種規制法案について、発議者小川勝也君から趣旨説明を聴取いたします。小川勝也君。

○小川勝也君 たいま議題となりました外来生物種規制法案につきまして、その趣旨及び内容を御説明いたします。

経済のグローバル化に伴い、世界じゅう、そして我が国において、外来生物による生物多様性への被害が深刻化しております。

私たちは、生物多様性条約や日本生態学会の要望にこたえて、生物多様性の確保を目的とする外来生物種規制法案を立案いたしました。

次に、この法律案の主要点を内閣提出法案との

相違に重点を置いて御説明申し上げます。

第一に、生物多様性への影響の度合いに応じ、侵略的外来種を二つのランクに分けた点です。輸入を原則禁止する特別特定外来生物種と、目的を問わず適正管理を条件に輸入や飼育を認める特定外来生物種を環境省令で指定することとしております。

第二に、未知の外来種の水際規制においては、種を指定するのではなく、国内生物種台帳を整備し、そこに記載されていない生物は原則すべて新規外来生物種として扱い、輸入に当たりリスク評価を行うこととしております。

第三に、防除は、都道府県を主体とし、必要な財政措置や指針の策定を国が行うこととしております。

その他、内閣提出案にはない非意図的導入の防止努力などを規定しております。

民主党案は、NGOや生態学の専門家だけでなく、外来生物を経済利用する側の意見も踏まえた実効性のある法律案と自負しております。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(長谷川清君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲りたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時六分散会

四月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、外来生物種規制法案(小川勝也君外三名発議)

一、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律案

外来生物種規制法案

外来生物種規制法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 輸入の制限等(第三条・第七条)

第三章 特定外来生物種の生きている個体の管理等(第八条・第十三条)

第四章 特定外来生物種の防除(第十四条・第十六条)

第五章 雑則(第十七条・第二十七条)

第六章 罰則(第二十八条・第三十二条)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、特定外来生物種の輸入の制限、管理、防除等につき必要な事項を定めることにより、国内における生物の多様性の確保を図り、もって良好な環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義等) 第二条 この法律において「生物の多様性」とは、生物の多様性に関する条約第二条に規定する生物の多様性をいう。

2 この法律において「特定外来生物種」とは、本来国内に存在しない生物の種(亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種を含む。以下「生物種」という。)のうち、国内において現にまん延しており、又はまん延するおそれがある生物種であつて、そのまん延が国内における生物の多様性の確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして環境省令で定めるものをいう。

3 この法律において「特別特定外来生物種」とは、特定外来生物種のうち、その管理が著しく困難であり、かつ、そのまん延が国内における生物の多様性の確保に重大な支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして環境省令で定めるものをいう。

4 環境大臣は、前二項の環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、生物種の生物の多様性に及ぼす影響その他生物種に関し専門の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という)の意見を聴かなければならない。

第二章 輸入の制限等 (特定外来生物種の輸入の制限) 第三条 特定外来生物種(特別特定外来生物種を除く。)の生きている個体(卵、種子、胞子その他の環境省令で定める物及びその個体の器官であつて環境省令で定めるものを含むものとする。以下同じ。)を輸入しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 輸入しようとする生物種の名称及びその数量

三 輸入の目的

四 輸入後の管理方法

五 前各号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

の意見を聴かなければならない。

第二章 輸入の制限等

(特定外来生物種の輸入の制限)

第三条 特定外来生物種(特別特定外来生物種を除く。)の生きている個体(卵、種子、胞子その他の環境省令で定める物及びその個体の器官であつて環境省令で定めるものを含むものとする。以下同じ。)を輸入しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 輸入しようとする生物種の名称及びその数量

三 輸入の目的

四 輸入後の管理方法

五 前各号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

環境大臣は、第一項の許可の申請があつた場合には、当該申請に係る個体について適正な管理が行われないおそれがあると認めるときを除き、同項の許可をしなければならぬ。

4 第一項の許可を受けた場合には、同項の許可を受けたことを証する書面を添付して輸入しなければならない。

5 第一項の許可には、国内における生物の多様性の確保を図るために必要な条件を付することができる。

(特別特定外来生物種の輸入の制限) 第四条 何人も、特別特定外来生物種の生きている個体を輸入してはならない。ただし、試験研究の用その他環境省令で定める特別の用に供するため環境大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、前項ただし書の許可について準用する。

(新規外来生物種の輸入の制限)

第五条 新規外来生物種(第十九条の国内生物種台帳に記録されていない生物種をいい、特定外来生物種に該当するものを除く)の生きている個体を輸入しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 輸入しようとする生物種の名称及びその数量

三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

3 前項の申請書には、輸入しようとする生物種の生息又は生育の状況、当該生物種と類似する生物種その他の当該生物種が国内における生物の多様性に及ぼす影響について参考となるべき事項として環境省令で定めるものを記載した書類を添付しなければならない。

4 環境大臣は、第一項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、申請に係る生物種が国内における生物の多様性の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないことを確認したときでなければ、同項の許可をしてはならない。

5 環境大臣は、前項の審査をするときは、学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 第三条第四項の規定は、第一項の許可について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、第一項の許可の申請の手續及び審査に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(特定外来生物種等の輸入における証明書の添付)
第六条 第十九条の国内生物種台帳に記録されている生物種であつて特定外来生物種に該当しないことの確認が容易にできるものとして環境省令で定める生物種以外の生物種の生きている個体を輸入しようとする者は、環境省令で定める

場合を除き、その個体に当該生物種の名称を証する外国の政府機関が発行した証明書その他の環境省令で定める証明書を添付しなければならない。

(特定外来生物種の侵入の防止)

第七条 国は、特定外来生物種の生きている個体が輸入貨物への付着等によつて国内に侵入することを防止するため、特定外来生物種の生きている個体の輸入貨物への付着の有無の調査等に関する体制の整備に努めるとともに、侵入の経路の調査、駆除の要請その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国民は、前項の規定による国の措置に協力するよう努めるものとする。

第三章 特定外来生物種の生きている個体の管理等

(飼養等を行う者の届出)

第八条 国内において特定外来生物種の生きている個体の飼養等(飼養、栽培その他の環境省令で定める行為をいう。以下この条において同じ。)を行う者は、その開始の日から三十日以内に、次に掲げる事項を環境大臣に届け出なければならない。ただし、一時的な飼養等を行う者その他の環境省令で定める者については、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 飼養等を行う生物種の名称

三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき、又はその者が国内において特定外来生物種の生きている個体の飼養等を行わなくなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(管理指針)

第九条 環境大臣は、特定外来生物種の生きている個体について適正な管理が行われることを確保

保するため、当該特定外来生物種の生きている個体の管理に関する指針(以下この章において「管理指針」という)を定めるものとする。

2 環境大臣は、管理指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 環境大臣は、管理指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(遵守義務)

第十条 特定外来生物種の生きている個体の管理は、管理指針に従つて行わなければならない。(勧告及び命令)

第十一条 環境大臣は、特定外来生物種の生きている個体の管理が管理指針に適合しないものであると認める場合において、国内における生物の多様性を確保するために必要があると認めるときは、その管理を行う者に對し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 環境大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に對し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。(禁止行為)

第十二条 何人も、みだりに、特定外来生物種の生きている個体を放ち、植栽し、まき、捨て、又は飛散させてはならない。

(取扱いの状況等の届出)

第十三条 特定外来生物種の生きている個体の販売その他環境省令で定める取扱いを業として行う者は、毎年、当該特定外来生物種の名称、取扱いの状況その他環境省令で定める事項を環境大臣に届け出なければならない。

第四章 特定外来生物種の防除

(防除指針)

第十四条 環境大臣は、特定外来生物種のまん延を防止するため、特定外来生物種の防除に関する

る指針(以下この章において「防除指針」という)を定めるものとする。

2 防除指針においては、特定外来生物種の防除に関する基本的な事項、次条第二項の特定外来生物種防除計画の作成に関する事項その他特定外来生物種の防除に関し必要な事項を定めるものとする。

3 環境大臣は、防除指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、防除指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(特定外来生物種防除計画)

第十五条 都道府県は、必要に応じ、当該都道府県の区域内における特定外来生物種の生息又は生育の状況等に関する調査を行うものとする。

2 都道府県は、前項の調査の結果に基づき、特定外来生物種のまん延を防止するため必要があると認めるときは、防除指針に即し、当該特定外来生物種の防除に関する計画(以下「特定外来生物種防除計画」という)を定めることができる。

3 特定外来生物種防除計画においては、防除を行うべき特定外来生物種の名称、区域及び期間、防除の内容その他必要な事項を定めるものとする。

4 都道府県は、特定外来生物種防除計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、特定外来生物種防除計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に報告しなければならない。

(指示)

第十六条 環境大臣は、特定外来生物種のまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、都道府県に対し、特定外来生物種防除計画を定め、又はこれを変更するよう指示することができる。

2 都道府県は、前項の指示を受けたときは、速やかに、特定外来生物種防除計画を定め、又はこれを変更しなければならない。

第五章 雑則

(報告徴収)

第十七条 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、特定外来生物種の生きている個体を管理する者その他の関係者に對し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第十八条 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、特定外来生物種の生きている個体を管理する者の事務所その他の施設に立ち入り、特定外来生物種の生きている個体その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国内生物種台帳)

第十九条 環境大臣は、国内生物種台帳を備え、国内に存在し、又は存在していたことを確認した生物種を記録するものとする。

(命令の改廃等)

第二十条 環境大臣は、環境の変化又は科学的知見の充実に応じ、適時に、この法律に基づく命令の改廃又は指針の改定をするように努めなければならない。

(情報の公表)

第二十一条 環境大臣は、生物種の生きている個体を輸入しようとする者、管理する者等の便宜を図るため、この法律に基づく生物種の輸入の

制限、管理等に関する情報をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(啓発活動等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、特定外来生物種の輸入の制限、管理、防除等について、知識の普及、情報の提供等を行うとともに、国民の理解及び協力を得るための啓発活動を推進するものとする。

(補助)

第二十三条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、特定外来生物種防除計画に基づく事業を実施する都道府県に対し、当該事業の実施に要する経費の一部を補助することができる。

(適用除外)

第二十四条 この法律(第十九条を除く。)の規定は、他の法令に基づき、国内におけるまん延を防止するための措置として環境省令で定める措置が講じられている生物種については、適用しない。

(取締りに従事する職員)

第二十五条 環境大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第十一条又は第十七条に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により環境大臣の権限の一部を行う職員は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、前項の職員に關し必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第二十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(環境省令への委任)

第二十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、環境省令で定める。

第六章 罰則

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定に違反した者
二 偽りその他不正の手段により第四条第一項ただし書の許可を受けた者
三 第十二条(特別特定外来生物種に係る場合に限る。)の規定に違反した者

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項又は第五条第一項の規定に違反して生物種の生きている個体を輸入した者
二 偽りその他不正の手段により第三条第一項又は第五条第一項の許可を受けた者
三 第三条第五項(第四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反した者
四 第十一条第二項の規定による命令に違反した者
五 第十二条(特別特定外来生物種に係る場合を除く。)の規定に違反した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反した者
二 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第十八条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、そ

の法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十八条 一億円以下の罰金刑
二 第二十九条第一号、第二号又は第五号 五千万円以下の罰金刑
三 第二十九条第三号若しくは第四号又は前条 各本条の罰金刑

第三十二条 第八条第一項若しくは第二項又は第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 本来国内に存在する生物種であつてそのまん延が国内における生物の多様性の確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものに係る規制の在り方及び特定外来生物種その他の生物種の生きている個体の取扱いを業として行う者に係る規制の在り方については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(自然環境保全法の一部改正)
第四条 自然環境保全法の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項中「及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)及び外来生物種規制法(平成十六年法律第 号)」に改める。

(環境基本法の一部改正)
第五条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の

一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「及び使用済自動車
の再資源化等に関する法律（平成十四年法律
第八十七号）」を、「使用済自動車の再資源化等
に関する法律（平成十四年法律第八十七号）及び
外来生物種規制法（平成十六年法律第
号）」に改める。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防
止に関する法律案

特定外来生物による生態系等に係る被害の
防止に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制
（第四条—第十条）
- 第三章 特定外来生物の防除（第十一条—第二
十条）
- 第四章 未判定外来生物（第二十一条—第二十
四条）
- 第五章 雑則（第二十五条—第三十一条）
- 第六章 罰則（第三十二条—第三十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、
保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入そ
の他の取扱いを規制するとともに、国等による
特定外来生物の防除等の措置を講ずることによ
り、特定外来生物による生態系等に係る被害を
防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命
及び身体保護並びに農林水産業の健全な発展
に寄与することを通じて、国民生活の安定向上
に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「特定外来生物」とは、
海外から我が国に導入されることによりその本
来の生息地又は生育地の外に存することとなる
生物（以下「外来生物」という。）であつて、我が

国にその本来の生息地又は生育地を有する生物
（以下「在来生物」という。）とその性質が異なる
ことにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は
及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるも
のの個体（卵、種子その他政令で定めるものを
含む、生きてゐるものに限り。）及びその器官、飼
養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等
に係る被害を防止するための措置を講ずる必要
があるものであつて、政令で定めるもの（生き
てゐるものに限り。）をいう。

2 この法律において「生態系等に係る被害」と
は、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水
産業に係る被害をいう。

3 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に
当たつてその立案をするときは、生物の性質に
関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かな
ければならない。

（特定外来生物被害防止基本方針）

第三条 主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴
いて特定外来生物による生態系等に係る被害を
防止するための基本方針の案を作成し、これに
ついて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針（以下「特定外来生物被害防止
基本方針」という。）は、次に掲げる事項につい
て定めるものとする。

- 一 特定外来生物による生態系等に係る被害の
防止に関する基本構想
 - 二 特定外来生物の選定に関する基本的な事項
 - 三 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事
項
 - 四 国等による特定外来生物の防除に関する基
本的な事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物
による生態系等に係る被害の防止に関する重
要事項
- 3 主務大臣は、特定外来生物被害防止基本方針
について第一項の閣議の決定があつたときは、
遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 4 第一項及び前項の規定は、特定外来生物被害

防止基本方針の変更について準用する。

第二章 特定外来生物の取扱いに関する規 制

（飼養等の禁止）

第四条 特定外来生物は、飼養等をしてはならな
い。ただし、次に掲げる場合は、この限りでな
い。

一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る
飼養等をする場合

二 第三章の規定による防除に係る捕獲等その
他主務省令で定めるやむを得ない事由がある
場合

（飼養等の許可）

第五条 学術研究の目的その他主務省令で定める
目的で特定外来生物の飼養等をしようとする者
は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令
で定めるところにより、主務大臣に許可の申請
をしなければならない。

3 主務大臣は、前項の申請に係る飼養等につい
て次の各号のいずれかに該当する事由があると
きは、第一項の許可をしてはならない。

一 飼養等の目的が第一項に規定する目的に適
合しないこと。

二 飼養等をする者が当該特定外来生物の性質
に応じて主務省令で定める基準に適合する飼
養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を
有しないことその他の事由により飼養等に係
る特定外来生物を適切に取り扱うことができ
ないと認められること。

4 主務大臣は、第一項の許可をする場合におい
て、特定外来生物による生態系等に係る被害の
防止のため必要があると認めるときは、その必
要の限度において、その許可に条件を付するこ
とができる。

5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る
飼養等をするには、当該特定外来生物に係る特
定飼養等施設の点検を定期的に行ふこと、当該
特定外来生物についてその許可を受けているこ

とを明らかにすることその他の主務省令で定め
る方法によらなければならない。

（飼養等許可者に対する措置命令等）

第六条 主務大臣は、前条第一項の許可を受けた
者が同条第五項の規定に違反し、又は同条第四
項の規定により付された条件に違反した場合に
おいて、特定外来生物による生態系等に係る被
害の防止のため必要があると認めるときは、当
該特定外来生物に係る飼養等の方法の改善その
他の必要な措置を執るべきことを命ずることが
できる。

2 主務大臣は、前条第一項の許可を受けた者が
この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定
又はこの法律に基づく処分違反した場合にお
いて、特定外来生物による生態系等に係る被害
が生じ、又は生じることがあると認めるとき
は、その許可を取り消すことができる。

（輸入の禁止）

第七条 特定外来生物は、輸入してはならない。
ただし、第五条第一項の許可を受けた者がその
許可に係る特定外来生物の輸入をする場合は、
この限りでない。

（譲渡し等の禁止）

第八条 特定外来生物は、譲渡し若しくは譲受け
又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」と
いう。）をしてはならない。ただし、第四条第一
号に該当して飼養等をし、又はしようとする者
の間においてその飼養等に係る特定外来生物の
譲渡し等をする場合その他の主務省令で定める
場合は、この限りでない。

（放つこと、植えること又はまくことの禁止）

第九条 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外
来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等
施設の外で放ち、植え、又はまいてはならない。
（報告徴収及び立入検査）

第十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限
度において、第五条第一項の許可を受けている
者に対し、特定外来生物の取扱いの状況その他
必要な事項について報告を求め、又はその職員

に、特定外来生物の飼養等に係る施設に立ち入り、特定外来生物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 特定外来生物の防除

(主務大臣等による防除)

第十一条 特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長以下「主務大臣等」という。は、この章の規定により、防除を行うものとする。

2 主務大臣等は、前項の規定による防除をするには、主務省令で定めるところにより、関係都道府県の意見を聴いて、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。

一 防除の対象となる特定外来生物の種類

二 防除を行う区域及び期間

三 当該特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分

(以下「捕獲等」という。)その他の防除の内容

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特例)

第十二条 主務大臣等が行う前条第一項の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲等については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定は、適用しない。

(土地への立入り等)

第十三条 主務大臣等は、第十一条第一項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等させ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させるこ

とができる。

2 主務大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(損失の補償)

第十四条 国は、前条第一項の規定による行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、主務大臣等にこれを請求しなければならない。

3 主務大臣等は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

(訴えの提起)

第十五条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(原因者負担)

第十六条 国は、第十一条第一項の規定による防除の実施が必要となつた場合において、その原因となつた行為をした者があるときは、その防除の実施が必要となつた限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

(負担金の徴収方法)

第十七条 主務大臣等は、前条の規定により費用を負担させようとするときは、主務省令で定めるところにより、その負担させようとする費用(以下この条において「負担金」という。)の額及びその納付期限を定めて、その納付を命じなければならない。

2 主務大臣等は、前項の納付期限までに負担金を納付しない者があるときは、主務省令で定め

るところにより、督促状で期限を指定して督促しなければならない。

3 主務大臣等は、前項の規定による督促をしたときは、主務省令で定めるところにより、負担金の額に、年十四・五パーセントを超えない割合を乗じて、第一項の納付期限の翌日からその負担金の完納の日又はその負担金に係る財産差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。

4 主務大臣等は、第二項の規定による督促を受けた者が、同項の督促状で指定した期限までにその納付すべき負担金及びその負担金に係る前項の延滞金(以下この条において「延滞金」という。)を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、その負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 延滞金は、負担金に先立つものとする。

(主務大臣等以外の者による防除)

第十八条 地方公共団体は、その行う特定外来生物の防除であつて第二項の規定により公示された事項に適合するものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣のその旨の確認を受けることができる。

2 国及び地方公共団体以外の者は、その行う特定外来生物の防除について、主務省令で定めるところにより、その者が適正かつ確実に実施することができ、及び第二項の規定により公示された事項に適合している旨の主務大臣の確認を受けることができる。

3 主務大臣は、第一項の確認をしたとき又は前項の確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第二十条 第二項又は第三項の規定によりこれらを取り消したときも、同様とする。

4 第十二条の規定は地方公共団体が行う第一項の確認を受けた防除又は国及び地方公共団体以外の者が行う第二項の確認を受けた防除について

て、第十三条から前条までの規定は第一項の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体について準用する。

第十九条 主務大臣は、前条第二項の確認を受けて防除を行う者に対し、その防除の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第二十条 第十八条第一項の確認又は同条第二項の確認を受けて防除を行う者は、その防除を中止したとき、又はその防除を第十一条第二項の規定により公示された事項に即して行うことができなくなつたときは、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による通知があつたときは、その通知に係る第十八条第一項の確認又は同条第二項の確認を取り消すものとする。

3 主務大臣は、第十八条第二項の確認を受けた防除が第二項の規定により公示された事項に即して行われていないと認めるとき、又はその防除を行う者がその防除を適正かつ確実に実施することができなくなつたと認めるとき若しくは前条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第四章 未判定外来生物

(輸入の届出)

第二十一条 未判定外来生物(在来生物とその性質が異なることにより生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物として主務省令で定めるもの(生きているものに限る。))をいう。以下同じ。を輸入しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

(判定)

第二十二条 主務大臣は、前条に規定する届出があつたときは、その届出を受理した日から六月以内に、その届出に係る未判定外来生物につい

て在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるかを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

(輸入の制限)

第二十三条 未判定外来生物を輸入しようとする者は、その未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の前条の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならない。

(外国における輸出者に係る未判定外来生物)

第二十四条 未判定外来生物を本邦に輸出しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出ることが出来る。

2 第二十二条の規定は、前項に規定する届出について準用する。

第五章 雑則

(輸入のための証明書の添付等)

第二十五条 特定外来生物又は未判定外来生物に該当しないことの確認が容易にできる生物として主務省令で定めるもの以外の生物(生きているものに限る。)は、当該生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書その他の主務省令で定める証明書を添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

2 前項の証明書の添付を要する生物は、主務省令で定める港及び飛行場以外の場所へ輸入してはならない。

(取締りに従事する職員)

第二十六条 主務大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第六条第一項又は第十條第一項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により主務大臣の権限の一部を行う職員(次項において「特定外来生物被害防止取締官」という。)は、その権限を行うときは、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、特定外来生物被害防止取締官に必要事項は、政令で定める。

(科学的知見の充実のための措置)

第二十七条 国は、外来生物による生態系に係る被害及びその防止に関する科学的知見の充実を図るため、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解の増進)

第二十八条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、特定外来生物の防除等に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(主務大臣等)

第二十九条 この法律における主務大臣は、環境大臣とする。ただし、農林水産業に係る被害の防止に係る事項については、環境大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(経過措置)

第三十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務省令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に必要事項は、主務省令で定める。

第六章 罰則

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条の規定に違反して、販売又は頒布をする目的で特定外来生物の飼養等をした者

二 偽りその他不正の手段により第五条第一項の許可を受けた者

三 第六条第一項の規定による命令に違反した者

四 第七条又は第九条の規定に違反した者

五 第八条の規定に違反して、特定外来生物の販売又は頒布をした者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条又は第八条の規定に違反した者(前条第一号又は第五号に該当する者を除く。)

二 第五条第四項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の飼養等をした者

三 第二十三条の規定に違反した者

第三十四条 第二十五条第一項又は第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 第十条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三十二条 一億円以下の罰金刑

二 第三十三条 五十万円以下の罰金刑

三 第三十四条又は第三十五条 各本条の罰金刑

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則

第五条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項及び第二項の規定の例により、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めることができる。

2 主務大臣は、前項の基本方針について同項の閣議の決定があつたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第三条第一項及び第二項の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(環境基本法の一部改正)

第五条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号を次のように改める。

三 自然公園法(昭和三十二年法律第六十

号)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三十九号)、

自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)、動物の愛護及び管理に関する法律

(昭和四十八年法律第五号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百

十号)、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第十一号)、絶滅の

おそれのある野生動植物の種の保存に関す

る法律（平成四年法律第七十五号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第 号）によりその権限に属させられた事項を処理すること。